

平成30年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月高浜市議会定例会は、平成30年6月7日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 議案第46号 高浜市税条例等の一部改正について
議案第47号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第48号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第49号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
議案第50号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サ
ービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第51号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
議案第52号 事業契約の変更について
- 日程第5 議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- 日程第6 報告第3号 権利放棄の報告について
報告第4号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）
報告第5号 平成29年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて
報告第6号 平成29年度高浜市土地開発公社の経営状況について
報告第7号 平成29年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 杉浦康憲 | 2番 | 神谷利盛 |
| 3番 | 柳沢英希 | 4番 | 浅岡保夫 |
| 6番 | 黒川美克 | 7番 | 柴田耕一 |
| 8番 | 幸前信雄 | 9番 | 杉浦辰夫 |

11番 神谷直子
13番 北川広人
15番 小嶋克文

12番 内藤とし子
14番 鈴木勝彦
16番 小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	神谷坂敏
教 育 長	都築公人
企 画 部 長	深谷直弘
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
人事グループリーダー	杉浦崇臣
ICT推進グループリーダー	山下浩二
総 務 部 長	内田 徹
行政グループリーダー	中川幸紀
財務グループリーダー	竹内正夫
市民総合窓口センター長	中村孝徳
市民窓口グループリーダー	内藤克己
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	亀井勝彦
福 祉 部 長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	磯村和志
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	杉浦義人
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口 靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸

会 計 管 理 者	三 井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
学校経営グループ主幹	村 越 茂 樹
監査委員事務局長	山 本 時 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
主 査	加 藤 定
主 査	神 谷 直 子

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、改めましておはようございます。

議員各位には、公私ともに御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

本定例会に提案されました諸案件につきまして、議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶にかえさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成30年6月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成30年6月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、一般議案7件、補正予算1件及び報告5件の計14件を御審議いただくものでございます。

詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重な御審議の上、御意見、御可決、あるいはお聞き取り賜りますようお願いを申し上げます。

また、後日になりますが、勤労青少年ホーム跡地活用事業にかかわります議案2件を追加提案させていただき予定がございますので、これにつきましても御配慮を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、1番、杉浦康憲議員、2番、神谷利盛議員を指名いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成30年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る3月15日及び5月31日に議会運営委員会を委員全員出席のもとに開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は、本日より6月28日までの22日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきまして、本日は、諮問第1号を即決でお願いし、議案第46号から議案第53号までの上程、説明並びに報告第3号から報告第7号までについて報告を受けます。

6月12日及び13日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月15日に議案第46号から議案第53号までについて総括質疑を行い、総務建設委員会については、議案第46号から議案第48号まで及び議案第53号並びに陳情第1号から陳情第4号まで及び陳情第7号を付託、福祉文教委員会については、議案第49号から議案第51号まで及び議案第53号並びに陳情第5号及び陳情第6号を付託、公共施設あり方検討特別委員会については、議案第52号を付託し、審査願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、閉会中の継続調査申出事件についても、審査願います。

各常任委員会及び特別委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知をいただきますようお願いいたします。

最終日の6月28日は委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の順に行います。

6月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月28日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間と決定いたしました。

ここで諸般の事項について御報告申し上げます。

締め切り日までに陳情書7件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室に保管いたしておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現委員の鈴木雅子氏が平成30年9月30日で任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は皆様も御案内のとおり、広く社会の実情に精通され、誠実温情な人柄で地域の皆様の人望も厚く、人権擁護につきましても深く御理解をいただいているお方で、平成27年10月より人権擁護委員としてその職務を立派に遂行されておられます。何とぞ、同氏を推薦することに御同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、諮問第1号は、原案に異議のない旨答申することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 議案第46号から議案第52号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） それでは、議案第46号から議案第48号までの3議案に

ついて御説明申し上げます。

まず、今回御審議を賜ります議案第46号、47号につきましては、第196回通常国会において、平成30年3月28日に成立し、同年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行に基づき、4月の臨時議会において御議決いただきました固定資産税及び都市計画税における負担調整措置等を延長する措置等の改正を除き、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは初めに、議案第46号 高浜市税条例等の一部改正について、主な改正点を順次御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、個人市民税の非課税の範囲を定める第26条の改正につきましては、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様に地方税法の改正において、給与所得控除及び公的年金等控除の制度を見直しつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応が行われたことから、非課税措置の対象となる障がい者、未成年者、寡婦の前年の合計所得金額を現行の125万円から10万円引き上げる改正を行うものでございます。

また、所得控除を定める第33条の2の改正につきましては、合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者に係る基礎控除について、新たに基礎控除額が遡減し合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者においては、基礎控除額が消失する仕組みを設けるものでございます。

また、所得税と住民税の人的控除差を調整する調整控除について定める第33条の6の改正につきましては、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者においては、調整控除を行わないこととするものでございます。

第26条、第33条の2、第33条の6の施行期日は、平成33年1月1日でございます。

次に、法人市民税の申告納付を定める第46条の改正につきましては、国税である法人税と同様に資本金の額、または出資金の額が1億円を超える内国法人等に対して、申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織、e-Taxによる電子申告の義務づけを行うものでございます。

次に、市たばこ税につきましては、今回の税制改正においてたばこ税の見直しが行われたことに伴い、第84条から第87条において所定の改正を行うものでございます。

まず、第84条につきましては、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分が創設されたことに伴う改正を行うものでございます。

また、第85条の2の改正につきましては、現行の課税方式では、加熱式たばこの商品において、溶液の重量が税額計算に反映されていないため、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いを商品間で統一するために、溶液部分についても製造たばことみなすものでございます。

また、第86条の改正につきましては、加熱式たばこの課税標準を紙巻きたばこの本数に換算し

て算出することとし、換算方法を定めるものでございます。

なお、加熱式たばこの課税方式の見直しにつきましては、急激な税負担の変化が及ぼす影響にも一定の配慮を行う観点から、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行することとされております。また、第87条の改正につきましては、たばこ税の税率が引き上げられたことに伴い、平成30年10月1日から3段階で引き上げるものでございます。

今回のたばこ税の税率の改正に伴い、高浜市税条例の一部を改正する条例において、旧3級品の製造たばこに係る税率の経過措置を定める附則第5条第2項の改正につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延長するものでございます。

次に、固定資産税の課税標準の特例を定める附則第10条の2の改正につきましては、生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、中小事業者等が生産性向上特別措置法の規定により市が作成する認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例について、法律の委任により定める、いわゆるわがまち特例を定めるものでございます。

附則第10条の2第26項につきましては、生産性向上特別措置法施行日から平成33年3月31日までの間に取得した一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロとするものでございます。

次に、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を定める附則第10条の3第12項につきましては、主に実演芸術の公演等を行う劇場や音楽堂などの一定の家屋において、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間にバリアフリー改修工事が行われたものに係る固定資産税について、申告に基づき改修工事が完了した年の翌年度から2年度分、固定資産税の3分の1相当分が軽減される規定が整備されたことに伴い、条例において当該申告手続に係る規定を定めるものでございます。

なお、施行期日は、附則第10条の2第26項については、生産性向上特別措置法の施行の日、附則第10条の3第12項につきましては、公布の日でございます。

そのほか、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第47号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案第46号同様に、4月の臨時議会において御議決いただきました負担調整措置等を延長する措置等の改正を除き、所要の規定の整備を行うものでございます。

まず、都市計画税の課税標準の特例を定める附則第6項の改正につきましては、議案第46号で御説明申し上げました固定資産税の場合と同様に、主に実演芸術の公演等を行う劇場や音楽堂などの一定の家屋において、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間にバリアフリー改修

工事が行われたものに係る都市計画税について、申告に基づき改修工事が完了した年の翌年度から2年度分、都市計画税の3分の1相当分が軽減される規定が整備されたことに伴い、当該申告手続に係る規定を定めるものでございます。

なお、施行期日は、附則第6項については公布の日でございます。

そのほか、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第48号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額等を改正するほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

まず、第2条の改正は、課税限度額につきまして、基礎課税額医療分を現行の「54万円」から「58万円」に改正するものでございます。

次に、第23条の改正は、所得の少ない世帯にかかわる被保険者の軽減拡大の基準を、5割軽減拡大の対象につきましては、所得の算定におきまして、被保険者の人数に乘すべき額を現行の「27万円」から「27万5,000円」に、2割軽減拡大の対象につきましては、所得の算定におきまして、被保険者の人数に乘すべき額を現行の「49万円」から「50万円」に改正するものでございます。

次に、第24条の2の改正は、特例対象被保険者等の税額の軽減措置の適用を受けるための申請手続について、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによるものでございます。

次に、第25条の改正は、資産割額を廃止したことにより、第1項第4号を削るものでございます。

なお、附則において、この条例の施行期日を公布の日からとし、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることといたしております。

説明は以上でございます。3議案とも原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第49号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

新旧対照表、参考資料をあわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い改正をお願いするもので、

国が示す基準と同様の改正といたしております。

改正の内容は、訪問介護員、いわゆるホームヘルパーの研修に新たに訪問介護の生活援助部分を担う生活援助従事者研修課程が設けられたことに伴い、第5条において規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護並びに第18条において規定する指定夜間対応型訪問介護の訪問介護員については、従来どおり介護職員初任者研修課程を修了した者が担うことを規定するほか、所要の規定の整備を行うものであります。

なお、附則で、施行日を公布の日からといたしております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第50号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い改正をお願いするもので、国が示す基準と同様の改正といたしております。

改正の内容は、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けることができる者を定める第3条において、「病床を有する診療所を開設している者」を加えるものであります。

なお、附則で、施行日を公布の日からといたしております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、議案第51号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

別添の新旧対照表、参考資料の5ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、放課後児童支援員の資格要件について定めております第10条第3項中、第4号を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改め、免許更新を受けていない教諭資格所持者の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得したものを対象とすることとし、また、同項に新たに第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を追加するものであります。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、議案第52号 事業契約の変更について、御説明を申し上げます。

なお、別添の参考資料もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

高浜小学校等整備事業につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、平成29年3月定例会におきまして契約金額を47億9,766万8,421円とする事業契約について御議決をいただき、平成29年3月24日におおみが丘コミュニティ株式会社と事業契約を締結いたしました。

その後、基本設計や実施設計を経て新校舎建設に着手し、事業の進捗を図っているところです。

しかしながら、次に挙げる3点の理由により、工事内容等に変更が生じますので、事業契約の変更をお願いするものです。

変更理由の1点目は、新校舎建設における掘削工事の際に地中埋設物が出現し、処理費用が新たに発生するもので、276万8,040円の増額となります。

2点目は、安定的な財政運営のために事業債の対象とならない経費を事業会社に立てかえてもらい、平成46年2月までの割賦払いとすることにより、支払いの平準化を図るもので、これに伴う割賦手数料が730万7,544円の増額となります。

3点目は、児童用ロッカーに係る木の香る学校づくり推進事業交付金が5月14日付で交付決定されましたので、あいち認証材を使用した児童用ロッカーの施工を本事業契約から切り離して、市の単独事業として施工するもので、1,399万6,800円の減額となります。

以上により契約金額を392万1,216円減額し、変更後の契約金額を47億9,374万7,205円とするものです。

説明は以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第5 議案第53号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第53号 平成30年度一般会計補正予算（第1回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,847万5,000円を追加し、補正後の予算総額を166億8,047万5,000円といたすものであります。

18ページをお願いします。

歳入について申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金の児童入所施設措置費等負担金は、ひとり親家庭等生活支援事業において、入所措置費を増額いたすものであります。

13款2項1目総務費国庫補助金は、小型IoT端末を活用した児童見守りサービス実証実験業務委託に対する地方創生推進交付金及び結婚を希望する方に対する婚活力を向上するための事業を実施するための地域少子化対策重点推進交付金を計上いたすものであります。

14款1項1目民生費県負担金の児童入所施設措置費等負担金は、ひとり親家庭等生活支援事業において、入所措置費を増額いたすものであります。

14款3項6目教育費委託金は、道徳教育の抜本的な改善・充実に係る支援業務を実施するための委託金、特別支援教育推進モデル事業を実施するための委託金及びキャリアスクールプロジェクト事業を実施するための委託金を計上いたすものであります。

15款1項1目財産貸付収入は、固定資産税の評価がえにより、女性文化センター駐車場貸付収入を増額いたすものであります。

20ページをお願いします。

16款1項2目民生費寄附金は、八幡町・新田町町内会会長、水野義則様から3万円を地域福祉基金指定寄附金としていただいたものであります。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を増額いたすものであります。

19款4項4目雑入は、翼まちづくり協議会が実施する事業に対する自治総合センターからの助成金及び高浜市商工会との物件移転補償契約の変更に伴う返還金を計上いたすものであります。

22ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費は、市民予算枠事業において新規事業の申請が見込まれることから交付金を増額するとともに、地域内分権推進事業は、翼まちづくり協議会の活動備品に対するコミュニティ助成事業補助金を計上いたすものであります。

12目企画費の地域創生推進交付金事業は、モデル校の児童を対象に、GPS内蔵の小型IoT端末を活用した見守りサービスの実証実験に係る業務委託料を計上するとともに、地域少子化対策重点推進交付金事業は、結婚を希望する方の結婚に対する意欲や知識の向上のため、研修やフォローアップを実施するための費用を計上いたすものであります。

18目防災対策費の防災活動事業は、沢渡町町内会が整備する防災倉庫などに対する補助金を計上いたすものであります。

2款8項1目基金費の基金運用事業における積立金は、八幡町・新田町町内会様からいただきました指定寄附金を地域福祉基金に積み立てるものであります。

3款1項2目地域福祉推進費の社会福祉推進事業は、児童扶養手当制度の改正に対応するため、福祉総合システムのソフトウェア修正業務委託料を、7目介護保険推進費の介護保険システム電算管理事業は、介護保険制度の改正に対応するため、介護認定支援システムの修正業務委託料を

計上いたすものであります。

24ページをお願いします。

3款2項3目家庭支援費のひとり親家庭等生活支援事業は、母子生活支援施設の入所措置費を増額するとともに、対象者の増加により高等技能訓練促進費を増額いたすものであります。

4款1項3目医療対策推進費は、地域医療振興事業において、固定資産税の評価がえにより土地借地料を増額いたすものであります。

10款1項3目教育指導費の教育指導事業は、特別な支援を必要とする生徒に対する支援・指導方法について、モデル事業を実施するための費用及び道德教育の抜本的な改善・充実に係る支援事業を実施するための費用を計上するとともに、児童生徒健全育成事業は、吉浜小学校において、子どもたちの働くことに対する関心・意欲を高める事業を実施するためのキャリアスクールプロジェクト事業を実施するための費用を計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第6 報告第3号から報告第7号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

報告、説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） それでは、報告第3号 権利放棄の報告について御説明申し上げます。

本件は、金銭の給付を目的とする市の債権に関し、高浜市債権管理条例第12条により、別紙のとおり私債権202件、80万5,661円について、平成30年3月31日をもって権利放棄をさせていただきましたので、同条例第13条の規定によりこれを御報告申し上げるものでございます。

具体的な内容といたしましては、住宅使用料について、平成29年度不納欠損分として2件、22万3,700円、水道使用料について、平成29年度不納欠損分として200件、58万1,961円をそれぞれ債権管理条例第12条第1号「当該債権について消滅時効が完了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く）」及び第4号「第6条の規定により、強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき」により、債権放棄させていただきましたので、債権管理条例第13条の規定により議会に御報告申し上げます。

なお、平成29年度の市税等の強制徴収公債権の不納欠損状況につきましては、別途配付をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第4号 繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成30年3月定例会における議案第23号 平成29年度一般会計補正予算（第8回）におきまして、繰越明許費としてお認めをいただきました1つの事業につきまして、平成30年度に繰り越しをさせていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告をさせていただくものでございます。

2枚目の繰越明許費繰越計算書をお願いします。

繰越事業の内容でございますが、2款総務費の市役所本庁舎整備支援業務委託事業は、市役所本庁舎整備事業の工期延長に伴い、当該整備事業の支援業務委託事業につきまして、繰り越しをさせていただいたものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、報告第5号 平成29年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて御報告申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成29年度高浜市水道事業会計予算において建設改良費の繰り越しをいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

予算繰越計算書をお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目水道施設近代化事業費のうち吉浜配水場配水流量計取替工事の年度内完了が見込めないことから繰り越しをさせていただいたものでございます。御報告は以上です。よろしく御願いいたします。

続きまして、報告第6号 平成29年度高浜市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

本件は、去る5月11日に会計監査に付し、5月22日の土地開発公社理事会において認定をいただいているものでございます。

平成29年度の決算書をお願いいたします。

初めに、3ページをお願いいたします。

事業報告でございますが、平成29年度は、市道港線視距改良及び歩道設置事業（横浜橋南工区）の用地の先行取得を執行いたしました。処分は、平成27年度及び平成28年度に先行取得した取得と同一事業の用地処分を執行いたしました。

次に、下段の理事会議決事項は、平成29年度は2回の理事会を開催いたしております。

次に、4ページ及び5ページをお願いいたします。

事業報告は事業別の明細で、一番右側の当期末未処分用地の最下段の合計欄をごらんください。

期末の保有面積は5,289.30平方メートルで、金額は3億8,621万5,090円でございます。

次に、6、7ページをお願いいたします。

決算報告書でございます。

まず収益的収入及び支出でございますが、収入の1款事業収益は、決算額が5,792万7,387円で、内訳は公有地の処分に伴う売却収益及び保有土地の賃貸等の収益でございます。

2款事業外収益の決算額8,379円は現金預金の受取利息及び雑収益でございます。

次に、支出の1款事業原価の決算額5,616万5,932円は公有地売却収益に対する原価でございます。

2款販売費及び一般管理費の決算額97万3,140円は役員報酬、法人市県民税の均等割、有償貸付地に係る固定資産税等の支払い等でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入の1款資本的収入の決算額は8,428万9,863円で、内訳は公有地の取得事業に係る費用の借入金及び収益的収入の公有地売却収益を資本的収入に振りかえる造成事業費用振替収入でございます。

次に、支出の1款資本的支出の決算額は8,428万9,863円で、内訳は1項公有地取得事業費は、市道港線視距改良及び歩道設置事業（横浜橋南工区）の用地に係る用地費、補償費、公有地取得事業に関する借入金の利息などでございます。

また、2項償還金は、市道港線視距改良及び歩道設置事業（横浜橋南工区）用地の処分に伴う借入金の償還費用でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

予算繰越計算書でございますが、平成29年度に先行取得をした用地に建築してある建物が年度内に除去できないため、用地取得に係る予算の一部を平成30年度に繰り越しをさせていただいております。翌年度繰越額は1,185万6,018円で、その財源は借入金でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

損益計算書は当該年度の利益を計算したもので、平成29年度は当期純利益が79万6,694円となりました。

次に、12ページをお願いいたします。

貸借対照表は平成30年3月31日現在の資産状況と負債・資本状況を取りまとめたもので、資産合計は負債資本合計と同額の4億3,632万4,302円となっております。

次に、13ページをお願いいたします。

事業原価計算書は公有用地に係る当該年度の原価を計算したもので、平成29年度末の公有用地の原価は1億8,277万8,411円となっております。

次に、下段の剰余金計算書及び14ページ上段の剰余金処分計算書でございますが、平成28年度から繰り越された利益剰余金と平成29年度の当期純利益との合計額9,106万7,481円を平成30年度に繰り越しをいたしたものでございます。

次に、財産目録は平成30年3月31日現在の財産状況をまとめたもので、純財産が1億106万7,481円でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書は、土地開発公社が保有する現金及び現金同等物の資金が明確となるキャッシュ・フローで、平成29年度は現金及び現金同等物が79万6,694円増加をいたし、期末残高は2,825万3,194円となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

資本金明細表は、公社設立に伴う出資金を整理したもので、基本財産1,000万円は高浜市から出資をいただいているものでございます。

次に、借入金明細表は当該年度の借入れに関する利率や借入方法、金額を整理したもので、平成30年3月31日現在の借入金は3億2,340万803円で、現在の融資利率は0.080%でございます。

最後に、17ページをお願いいたします。

この表は平成30年3月31日現在における公社所有地の一覧表でございます。御参照いただきたいと存じます。

御報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第7号 平成29年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

1枚はねていただきまして、決算報告書の1ページ、営業の報告をお願いします。

初めに、営業の概要は、第24期は、高浜市から39業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、衣浦衛生組合などから22業務を受託いたしました。第24期の売上高は、前年度より約5.2%減の約5億8,474万円となっております。

内訳につきましては、4ページの売上高明細書をお願いします。

受託収入としまして、1 東海会館収入から22観光サービス事業収入まで合わせまして5億4万1,594円、事業収入は8,470万1,383円となっております。

1ページにお戻りいただきまして、「営業の概要」の末尾の段落をお願いします。

従業員の体制でございますが、平成30年3月31日現在、正規社員65人、臨時社員179人、合計244人により、それぞれ各種業務の遂行に当たっております。このうち60歳以上の社員が82人で33.6%、女性社員につきましては193人で79.1%となっております。

2ページをお願いします。

貸借対照表であります。資産の合計は2億7,869万9,953円で、前期と比較し80万8,701円の増額となっております。

初めに、資産の部は、流動資産は、現金・預金、商品・製品、未収入金など合わせて2億6,965万7,510円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせて904万2,443円であります。

次に、負債の部であります。流動負債は、買掛金から賞与引当金まで合わせて5,595万3,408円、固定負債は、長期リース債務の45万4,032円あります。

純資産の部では、資本金5,000万円と利益剰余金1億7,229万2,513円で、純資産合計は2億2,229万2,513円となっております。

3ページをお願いします。

損益計算書であります。売上高は5億8,474万2,977円で、販売費及び一般管理費は5億513万5,828円となっております。

その内訳は、5ページの販売費及び一般管理費をお願いします。

主な経費であります。人件費は、1給料手当、2退職給与金、3法定福利費を合わせますと4億3,508万2,726円で、全体の86.1%となっております。

3ページにお戻りをいただきまして、表の中ほどをお願いします。

営業利益は624万9,797円で、営業外収益、営業外費用等を加除しました、表の末尾から4行目の税引前当期純利益は899万7,864円、法人税住民税等及び法人税等調整額を控除した当期純利益は615万2,393円あります。

6ページをお願いします。

株主資本等変動計算書であります。当期末の株主資本残高は、当期首残高の株主資本合計2億1,614万120円に当期純利益615万2,393円を加えました2億2,229万2,513円あります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの報告第3号から報告第7号までは報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月12日午前10時であります。

本日はこれをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前10時52分散会
